

八街市長選挙・八街市議会議員補欠選挙の投票日が決定しました

任期満了に伴う八街市長選挙と欠員（1人）に伴う八街市議会議員補欠選挙を併せて次の日程で行います。
告示日 11月21日(日)
投票日 11月28日(日)（即日開票）
詳しくは、市選挙管理委員会 ☎443-1113へ。

移動交番車の運用が開始されました

安全で安心できる生活の確保と地域の防犯力を強化するため、佐倉警察署に移動交番車1台が配備となりました。

移動交番の活動内容

○事件・事故の多発地帯や交番新設要望地域などにおいて、移動交番を開設して各種届出の受理や周辺の警戒にあたるほか、巡回パトロールなどを行い、地域の実情に沿った情報発信や犯罪抑止活動を展開します。

○移動交番を開設する際は、開設日時や場所などを県警ホームページや移動交番だよりなどにより、事前にお知らせします。
※広報やちまたでもお知らせします。
詳しくは、佐倉警察署 ☎484-0110へ。

4月の移動交番開設情報

開催日時	開催場所
4月6日(火) 午前10時～正午	文違コミュニティセンター
4月15日(木) 午後2時～4時	J R 八街駅北口
4月23日(金) 午後2時～4時	文違コミュニティセンター

※諸事情により開設できない場合もあります。

春の全国交通安全運動 可愛い笑顔に待って笑顔

4月6日から15日まで春の全国交通安全運動が行われます。また、4月10日は「交通事故死ゼロを目指す日」です。新入学の時期は通学など交通環境の変化に対応できないことなどにより、子どもの交通事故の発生が予想されます。

また、高齢者の歩行中の交通事故が多発しています。運転者も歩行者も、交通ルールを守り、正しい交通マナーの実践を習慣付け交通事故を防ぎましょう。

運動の重点目標

- 子どもと高齢者の交通事故防止
 - 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
 - 自転車の安全利用の推進
 - 飲酒運転の根絶
- 詳しくは、佐倉警察署 ☎484-0110へ。

固定資産税・都市計画税の減免制度

納税者の方や課税対象に特別の事情があるときには、固定資産税・都市計画税の減免が認められる場合があります。

減免を受けようとする方は、納期限前7日までに減免申請書を課税課へ提出してください。

◎主な減免理由

- ①生活保護法により生活扶助などを受けている方の所有する固定資産
- ②震災、風水害、火災により被害を受けた固定資産
- ③相続税に伴い物納した固定資産

詳しくは、市役所課税課 ☎443-1116へ。

国民年金保険料の学生納付特例制度を希望する方は毎年申請が必要です

国民年金保険料の納付が困難な学生の方には、学生納付特例制度があります。この制度は、学生の方の所得が一定額以下の場合、世帯主の所得にかかわらず保険料の納付が猶予される制度です。

申請の方法
昨年から引き続き学生で日本年金機構から申請書のハガキが届いている方は、

詳しくは、市役所国保年金課 ☎443-1139へ。

お詫びと訂正

広報やちまた3月号の2ページ中、「2010友好訪中団員募集 濰坊市と「黄龍」「九寨溝」へ」で紹介した文中に誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。

誤 八街日中友好協会では、死とともに
正 八街日中友好協会では、市とともに

平成22年度分の固定資産課税台帳の閲覧と土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

◎固定資産課税台帳の閲覧

閲覧制度は、固定資産税の納税義務者の方が固定資産課税台帳のうち、自己の資産について記載された部分をご確認いただけるようにするとともに、借地人・借家人の方や一定の権利を有する方に、権利の目的である固定資産の課税内容をご確認いただくための制度です。

閲覧期間 平成23年3月31日まで（土曜・日曜日、祝日、年末年始期間を除く）

午前8時30分～午後5時15分（日曜開庁日は午後5時まで）

※毎月最終日曜日は市役所の日曜開庁日ですので、固定資産課税台帳を閲覧することができます。

ところ 市役所課税課

	閲覧できる方	閲覧対象	手数料	お持ちいただくもの
名寄帳	固定資産税の納税義務者、納税管理人、納税義務者の代理人	納税義務に係る固定資産	1枚（18件以内） 300円	納税通知書または運転免許証や健康保険証など本人確認ができるもの※代理人の方は委任状が必要となります
課税台帳記載事項証明	固定資産税の納税義務者、納税管理人、納税義務者の代理人	納税義務に係る固定資産	1枚（5件以内） 300円	納税通知書または運転免許証や健康保険証など本人確認ができるもの※代理人の方は委任状が必要となります
	借地人・借家人 ※対価が支払われるものに限り 固定資産の処分をする権利を有する者として総務省令で定める方	借地・借家の対象である土地・家屋 権利の目的である固定資産	2枚目以降は 1枚100円	賃貸借契約書の写しなど、使用や収益の権利を証する書類および運転免許証や健康保険証など本人確認ができるもの 総務省令で定められている方であることを証する書類および運転免許証や健康保険証など本人確認ができるもの

※固定資産課税台帳の閲覧に係る手数料は、4月30日まで無料となります。

◎土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

縦覧制度は、固定資産税の納税者の方が自己の所有する土地や家屋の評価額と市内の他の土地や家屋の評価額を比較し、評価額の適正さについてご確認いただくための制度です。このため、縦覧できるのは納税している内容のみが対象となります。（土地のみを納税している場合は土地のみの縦覧、家屋のみを納税している場合は家屋のみの縦覧となります。）

なお、土地や家屋の評価額を比較し、評価額の適正を確認するという縦覧制度の趣旨を逸脱するような縦覧申請はできません。

閲覧期間 4月30日まで（土曜・日曜日、祝日を除く）

午前8時30分～午後5時15分（日曜開庁日は午後5時まで）

※4月25日は市役所の日曜開庁日ですので、土地・家屋価格等縦覧帳簿を縦覧することができます。

ところ 市役所課税課

	縦覧できる方	手数料	お持ちいただくもの
土地・家屋価格等縦覧帳簿	固定資産税の納税者、納税管理人、納税者の代理人	無料	納税通知書または運転免許証や健康保険証など本人確認ができるもの ※代理人の方は委任状が必要となります

詳しくは、市役所課税課 ☎443-1116へ。